

自治基本条例で何が変わるの？

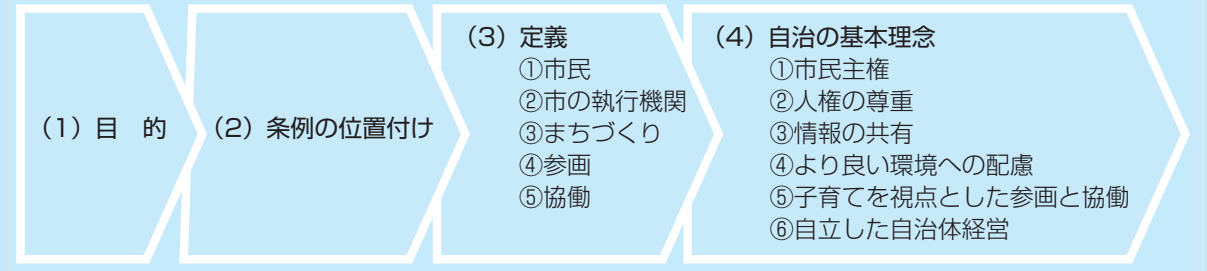
- ◇自治基本条例には、市民・議会・行政それぞれの役割や責務が示してあり、市民の皆さんがまちづくりに参画するための仕組みが明確になります。
 - ◇市民の皆さんが主体になって、まちづくりについてみんなで考え、市政にもっと参画して一緒に行動していけるようになります。
 - ◇自分たちのまちのことは住んでいる人、活動している人が一番よく知っているはずで、だから市民の皆さん一人ひとりがまちづくりに参画し、「自分たちのまちのことをみんなで考え、話し合い、みんなの力で解決していく」という意識を高めます。
- ※自治基本条例は、自治(まちづくり)が、これまでできていないから制定するのではなく、これからの自治(まちづくり)をさらに前進させるための基礎をかためようとするものです。



合志市自治基本条例の内容

前 文

第1章 総 則



第2章 市民の責務と権利

- (5) 市民の責務
- (6) 市民の権利
- (7) 子ども及び青少年の権利

第3章 市議会の役割及び責務

- (8) 市議会の役割
- (9) 市議会の責務
- (10) 市議会議員の責務

第4章 市の執行機関の責務

- (11) 市の執行機関の責務
- (12) 市長の責務
- (13) 市職員の責務

第5章 市政の運営

- (14) 市政運営の基本原則
- (15) 総合計画
- (16) 組織づくり
- (17) 総合的な行政サービス
- (18) 情報共有及び説明責任
- (19) 個人情報保護
- (20) 市民の要望の取扱い
- (21) 行政手続
- (22) 公益通報
- (23) 行政評価
- (24) 財政運営及び公表

第6章 参画及び協働によるまちづくり

- (25) 参画及び協働の原則
- (26) 参画機会の充実
- (27) 審議会等への参画
- (28) 住民投票
- (29) 住民投票の請求及び発議
- (30) コミュニティ活動
- (31) 合志市自治基本条例推進委員会の設置等
- (32) 条例の見直し

第7章 国及び他の地方公共団体等との連携

(33)

お知らせ



○合志市自治基本条例の全文については、市役所の情報コーナーや支所および企画財政課に備えています。また、市ホームページにも掲載しています。
(<http://www.city.koshi.lg.jp/>)
○自治基本条例に関する詳しい内容は、今後シリーズでお知らせしていきます。また、解説をまとめたパンフレットを作成して配付するとともに、自治やまちづくりについて考えるシンポジウムの開催も企画していきます。

問い合わせ先 企画財政課 政策企画班(合志庁舎) ☎248-1813

市民が主役、みんなで進めるまちづくりのルール

合志市自治基本条例

ができました！

平成22年3月4日、「合志市自治基本条例」が市議会において可決され、4月1日から施行されます。
平成20年6月から自治基本条例検討懇話会(20人)で検討が始まり、1年をかけて市長に提言された草案を踏まえ、平成21年4月から市役所内部で原案を検討しました。
原案に対し、総合政策審議会(19人)の審議による答申、またパブリックコメントや市議会からの意見を基に案を練り、平成21年12月市議会に上程され、慎重かつ熱心な議論の末、制定に至りました。



自治基本条例ってなに？

- 自治(じち)、辞書では…
 1. 自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること。
 2. 「地方自治」の略。⇔官治。「地方自治」は、地方公共団体の政治が国の関与によらず住民の意思に基づいて行われることとあります。(大辞泉：ジャパンナレッジより)
- 自治基本条例とは、まちづくりの基本となる考え方や行政の基本ルールなどを定めた自治体の最高法規で、「自治体の憲法」とも言われています。

どうして自治基本条例はできたの？

“市民主役のまちづくり”を目指して…

こころざし あ 「志」を「合」わせて協働によるまちづくり

平成18年2月27日、隣り合う2つの町が手を取り合って生まれた合志市には、培われた文化やまちづくりの進め方にもそれぞれの味があります。これからは、新しい市としての味を出し、個性を創り出していくために、まちづくりの指針となる基本的なルールを定め、合志市の一体性を確立する必要があります。
ここで、市民が主役になってまちづくりに参画し、議会や行政との協働によってまちづくりを進め、「自分たちのまち(地域)のことは、自分たちで考え、決定し、そして行動する。」という意思を表明するために、自治基本条例が誕生したのです。

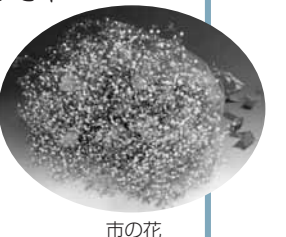
自治基本条例は「市民憲章」に掲げる「協働によるまちづくり」を進めるための道しるべです

市民憲章

わたしたちは「志」を「合」わせて協働によるまちづくりをすすめるため合志市市民憲章を定めます



市の木 (クヌギ)



市の花 (カスミソウ)

- 1. 自然を愛し 環境にやさしい 美しいまちをつくります
- 1. 伝統文化を大切に 思いやりの心を育む 誇れるまちをつくります
- 1. 健康で勤労を尊び 心身が潤う 豊かなまちをつくります
- 1. きまりを守り 秩序ある 住みよいまちをつくります
- 1. 未来を託す子どもたちを見守り みんなで育てるまちをつくります

制定：平成19年3月20日